令和5年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部

令和5年度予算案の主要施策(子ども・子育て支援新制度関連)

子ども・子育て支援新制度の着実な推進(一部社会保障の充実)

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算案】

3兆2,553億円 3兆3,317億円(年金特別会計)

子ども・子育て支援新制度の着実な実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、 「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備 などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実) 1兆9,028億円(1兆8,119億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実 施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

子どものための教育・保育給付等

1兆7,008億円(1兆6,265億円)

子どものための教育・保育給付交付金

1兆5,948億円(1兆4,918億円)

- ・施設型給付・委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

【主な拡充内容等】

チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)()について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可 能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備 を推進する。

()これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、 0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、 0歳児保育を実施する職員体制 を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとし て取り扱う。

処遇改善等加算 の他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算 の加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、 令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化(令和4年度:半年実施令和5年度:12か月実施)に必要な経費について計上する。

(注)新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

子どものための教育・保育給付費補助金

18億円(69億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、 特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

1,042億円(1,277億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の 幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する 費用を支給する。

地域子ども・子育て支援事業

<u>2,019億円(1,854億円)</u>

子ども・子育て支援交付金

1,847億円(1,748億円)

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業・延長保育事業・放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業
- ・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

等

子ども・子育て支援施設整備交付金

172億円(106億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

放課後児童健全育成事業

・ 待機児童の解消に向けた緊急対応として、学校敷地内等においてプレハブを設置する際の費用(リース代)を賃借料補助の対象に 追加 ・ 放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して他の放課後児童クラブ等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向け、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を実施する。また、整備用地や学校・児童館・民間アパート等 既存施設の空きスペースの確保を支援する。

病児保育事業

・ 当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

2,090億円(1,846億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

仕事・子育て両立支援事業

2,090億円(1,846億円)

企業主導型保育事業

2,079億円(1,838億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした 施設を支援する。

【主な充実事項】

医療的ケア児保育加算の創設

医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して看護師等の配置を支援するための加算を創設

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

9.7億円(6.3億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中 小企業に対する支援を行う。

児童手当

1兆2,199億円(1兆2,588億円)

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考)

令和5年度予算案の概要(こども家庭庁)

令和5年度こども家庭庁関連予算の全体像

令和5年度のこども家庭庁当初予算案(一般会計・特別会計)は、<u>4 . 8 兆円</u>。令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、<u>5 . 2 兆円</u>規模。

(単位 億円)

区分	令和 5 年度 当初予算案	【参考】 令和 4 年度 第 2 次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一般会計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合計	48,104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

- (注)計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。
- (注)一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。
- (参考1)対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。
- (参考2)上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

- こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。 1.こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源 を確実に確保する。
 - 2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
 - 3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
 - 4.こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。

こどもの安全(事故防止、災害共済給付、性被害防止等)

5.支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの 赤字は主な新規事業

・こども関連業務従事者の性犯罪

歴等確認の仕組み(日本版DBS) (新)

妊娠期 18歳 結婚 妊娠前 乳幼児期(~5歳) 学齢期以降(6歳~) ~ 産後 以降 義務教育 高校教育 子育て支援 (未就園児含む) 大学等 (特別支援学校を含む) (特別支援学校を含む) (地域子育で支援拠点、ファミリー・ サポート・センター等) いじめ・不登校 期預かりモデル事業 ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進 妊産婦支援 幼稚園 (特別支援学校を含む) 妊娠相談 認定こども園・保育所 こどもの居場所(こどもの居場所づくり指針の策定) 結婚支援 (放課後児童クラブ、児童館、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等) 就学前こども育ち指針の策定(新 (産後ケア ·居場所づくり支援モデル事業 (新) 支援 母子保健 児童手当 (15歳まで) 含む

周産期医療

こどもに対する医療

困難な状況にあるこども支援(児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障害児、高校中退、非行等)

こどもの意見聴取と政策への反映

令和5年度 こども家庭庁関連予算のポイント

0.3億円

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

○ こども大綱の策定・推進 1.4億円

Øこども大綱の策定と周知のための情報発信

Ø地方自治体こども計画策定支援事業

○ こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発

Øこども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討 ○ こどもの意見聴取と政策への反映

2.3億円(うちR4補正0.5億円)

Øこども・若者意見反映推進事業(一部補正)

○ こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

0.5億円 Øこども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

〇 総合的な子育で支援 3兆6,050億円(うちR4補正1,920億円) Ø子ども・子育て支援新制度の推進 (一部補正)

・子どものための教育・保育給付等(チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配 置等による保育士の負担軽減)

・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善() 令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化

() 放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。 Ø 「新·放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備·放課後子供教 室との連携推進(一部補正)

保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等

Ø保育の受け皿整備・保育人材の確保等(一部補正) ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、 ICTによる業務効率化の推進(再掲)

Ø放課後児童クラブ等のICT化の推進(補正) Ø認定こども園向け施設整備補助金の一元化(一部補正)

Ø就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等 〇 こどもの居場所づくり支援 1 , 4 3 8 億円の内数(うちR4補正5 8 億)

Ø「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室**の地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** との連携推進(一部補正)(再掲)

ØNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施(補正) Ø「こども食堂」等に対する支援(一部補正)

○ こどもの安全・安心 286億円(うちR4補正262億円) Øこども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版 D B S)の導入に向けた検討

Ø災害共済給付事業

Ø予防のためのこどもの死亡検証 (Child Death Review)のモデル事業の実施、他の検証 事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服 ○ 地域の実情や課題に応じた少子化対策

金額は、令和5年度当初予算案と 令和4年度第2次補正予算の合計

2.5億円

5,311億円

4 . 7 4 5 億円の内数

216億円の内数

12億円(うちR4補正12億円)

2.1億円

100億円(うちR4補正90億円)

Ø地域少子化対策重点推進交付金(一部補正) ○ 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信

Ø少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等

○ 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 1,905億円(うちR4補正1,374億円)

Ø妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続 Ø全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援 Ø都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援 Ø母子保健情報デジタル化実証事業の実施(補正)

○ 高等教育の無償化 Ø高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

1,721億円の内数(うちR4補正45億円) Ø保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による

児童虐待防止対策の強化 Ø児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国

統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進(補正) Ø包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の 緩和等による社会的養育の充実

Ø未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施

 O ひとり親家庭等の自立支援の推進
 1,694億円(うちR4補正30億円)

Ø必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置

の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 Ø困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援(補正) 〇 障害児支援体制の強化 Ø児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等

Ø首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を 行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言 ○ ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

Øヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が 必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化

係る実証事業(補正)

○ 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進 Ø 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に

Ø「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進(補正)

Ø児童福祉施設等の災害復旧への支援(補正)

<参考>この外、こども政策に関連する主なものとしては、厚生労働省において、出産育児一時金(医療保険制度)の増額(42万円 50万円)を実施。また、育児休業給付(0.8兆円)を確保。

参考資料





地域の実情や課題に応じた少子化対策(地域少子化対策重点推進交付金)

令和5年度当初予算(案) 10億円(8.2億円)

1.施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」(令和2年 5月29日閣議決定)に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連 携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係 る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提 供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の 取組」を支援するとともに、 結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助) を支援します。

2.施策の内容

地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組(結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組)を支援します。

(1)地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー(補助率:1/2 2/3) 結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化等

(2)結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー (補助率: 1/2)

男性の家事・育児参画促進、子育て支援パスポート、子育て支援情報の「見える化」支援等

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に 家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

・一般コース (補助率:1/2)

【対象世帯所得】400万円未満 500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下:30万円

夫婦共に30~39歳:30万円

【参考】令和4年度第2次補正予算(概要) 90億円

地域少子化対策重点推進事業

(1)地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー(補助率:1/2 2/3)

·重点メニュー(補助率:2/3 3/4)

(2)結婚支援コンシェルジュ事業(補助率:3/4)【新規】

(3)結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー(補助率:1/2)

・重点メニュー(補助率:2/3)

結婚新生活支援事業

・一般コース(補助率:1/2)

・都道府県主導型市町村連携コース(補助率:2/3)

対象世帯所得及び交付上限額は令和5年度当初予算案に同じ。

60万円

3.実施主体等

地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

出産・子育て応援交付金

1.事業の目的

令和5年度予算案:370億円

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日) 抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産 時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2.事業の内容

市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談 (*1)

妊娠期(妊娠32~34週前後)

面談

継続的に実施

出産·産後

面談

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信 相談受付対応の継続実施(*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)

(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨

(*1)子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。 産後サービス利用を一緒に検討・提案 等 伴走型相談支援

身近で相談に応じ、 必要な支援メニューにつなぐ



(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、 プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ·妊娠届出時(5万円相当)·出生届出時(5万円相当)の経済的支援
- ・ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

経済的支援の実施方法

出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減等電子ケーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4.補助率

- 伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- 経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

産後ケア事業(妊娠・出産包括支援事業の一部)

令和5年度当初予算(案) 57.2**億円(**44.4**億円)** 【平成26年度創設】

1.施策の目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の 状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支 援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、市町村の努力義務として規定された(令和3年4月1日施行)

少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

2. 施策の内容

対象者(令和5年度実施要綱改正(案))

産後ケアを必要とする者

内容

|退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

実施方法 : 実施場所等

- (1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリーチ型」・・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 宿泊型を行う場合には、2 4 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

3. 実施主体·補助率等

実施主体 市町村

補助率 国1/2、市町村1/2

補助単価案

(1)デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円

(2)宿泊型 1施設あたり月額 2,474,700円

(3) 住民税非課税世帯に対する利用料減免(R4~) <u>別紙参照</u> 1回あたり 5,000円

上記 以外の世帯に対する利用料減免【拡充】(R 5 ~)

1回あたり 2,500円

(4)24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

(1)及び(2)の補助単価は6か所を上限とする。(委託先の数を制限するものではない)



別紙

産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

令和5年度予算案における利用者負担の減免支援の拡充

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、<u>市町村の努力義務</u>とされ、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)においても、<u>2024年度末までの全国展開を目指す</u>こととされている。

また、全世代型社会保障構築会議においても、<u>産前・産後ケアの体制を充実</u>するとともに、<u>利用者負担の軽減</u>を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。

産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。

非課税世帯 R 4年度より減免支援 (5,000円/回) R 5年度より減免支援を導入【拡充】 (2,500円/回)

全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成 2,500円/回

額 (宿泊型の平均的な利用料(約5千円)の半額)

ただし、食費代は自己負担(食費代以外の利用料が減免支援の対象)

助成日数 5日間

(宿泊型の平均的な利用日数)

住民税非課税世帯に対する利用料減免(5,000円/回) については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、<u>市町村から減免額の助成を受ける方法(償還払い)</u>、<u>利用料減免のクーポンを渡す方法</u>などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。

産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、<u>利用料の金額設定を引き下げる方法</u>も可能とする(この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。)

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容(産後ケア施設で実施したEDPS等のアセスメント結果を含む。)を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。



低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

令和5年度当初予算(案) 1.3億円

1.施策の目的

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

2.施策の内容

対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

要件 所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件 妊婦健診の受診医療機関等の関係機関は市町 村が必要に応じて、支 援に必要な情報妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を

含む)を共有することに同意すること。

内容

(1)初回産科受診料補助 低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。

(2)関係機関との連絡調整 把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1)本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
- (2)本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対 する支援制度(各種子育て支援事業の利用料減免制度など)を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
- (3)本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

3.実施主体·補助率等

実施主体 市町村(伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。)

補助率 国1/2、市町村1/2

子どものための教育・保育給付交付金

令和5年度予算額案

1**兆**5,948**億円(1兆**4,918**億円)**

1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

2.令和5年度予算案の主な内容

新子育て安心プランに基づ〈保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数の増(+1.7万人)

保育士・幼稚園教諭等の3%程度(月額9千円)の処遇改善に係る満年度化、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応

チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)()について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心·安全な保育環境の整備を推進する。

- ()これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。
- ○主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、 0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、 3人以上の0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、 新型コロナウイルス感染症による利用控えが想定される令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

○処遇改善等加算 の他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算 の加算額の一部を同一の者が運営する他の施設·事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

(注)新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

3. 実施主体等

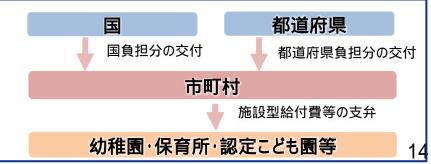
【実施主体】 市町村

【負担割合】

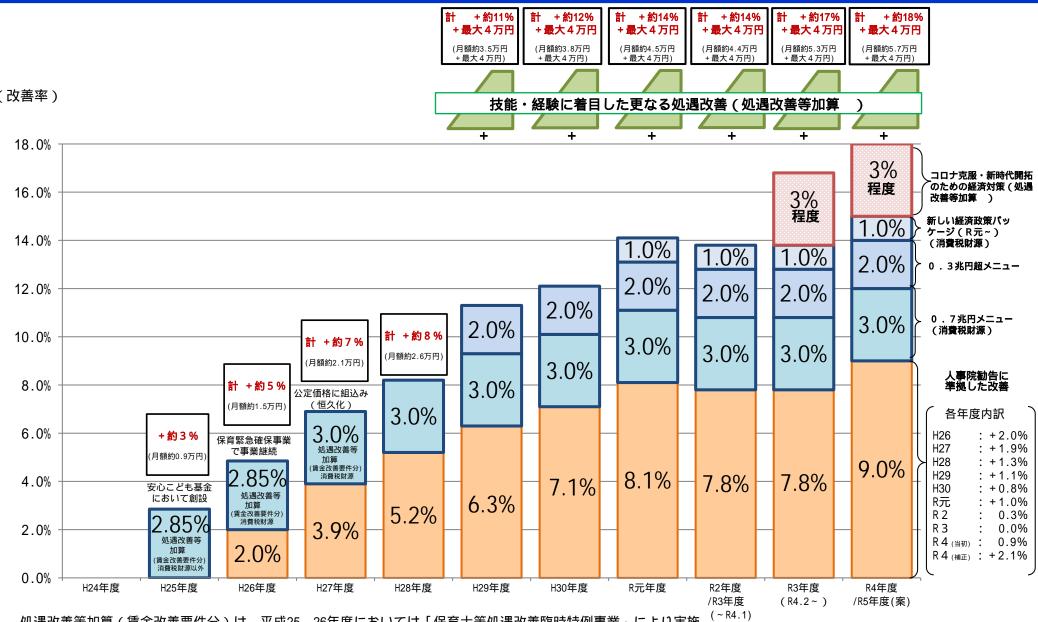
【只见时口】								
	围	都道府県	市町村					
施設型給付(私立)	1 / 2	1 / 4	1 / 4					
地域型保育給付(公私共通)	1 / 2	1 / 4	1 / 4					

公立の施設型給付については、地方交付税により措置

0~2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合 1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



保育士等の処遇改善の推移



処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる

[「]コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施(恒久化)

拡充

保育体制強化事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円の内数)

1.施策の目的

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2.施策の内容

(1)保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エー外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オー児童の園外活動時の見守り等 カーその他、保育士の負担軽減に資する業務
- (2)児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」)が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

(3)スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。 (1)と合わせて補助する場合は、(1)の職員とは別に加配することを要件とする。

3.実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

- 1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1 か所当たり 月額145千円
 - ・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加
- *保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする
- 2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1 か所当たり 月額 45千円
- 3 スポット支援員の配置を行った場合 1 か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国:1/2、都道府県:1/4、市区町村:1/4

国:1/2、市区町村:1/2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助(1箇所当たり月額45千円)

の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充】

スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること



保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円の内数)

1. 施策の目的

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついては、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2.施策の内容

【事業内容】

定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1~2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着目した<u>支援計画を作成</u>し、適切な保育を行うとともに、<u>保護者に対しては、定期的な面談</u>などを実施し、継続的に 支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

要支援家庭等対応強化加算

に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関(市町村や要対協など)との連携の下、<u>情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画()を作成</u>し、関係機関との協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

() 改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村()(市町村が認めた者への委託可。)

実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児(長期スパンでの利用が前提)

【補助単価】 ・年間延べ利用児童数300人未満

: 1 か所あたり 5,981千円 (預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)

・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)

・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6.542千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)

1か所あたり 742千円

【補助割合】国:9/10 市町村:1/10

17



就 学 前 教 育 ・ 保 育 施 設 整 備 交 付 金

令和5年度当初予算(案) 295億円

1. 施策の目的

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2.施策の内容

【対象事業】

- ·保育所整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)

保育所や認定こども園向け補助金の一元化

- ・公立認定こども園整備事業
- · 小規模保育整備事業
- ・防音壁整備事業
- · 防犯対策強化整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 (私立)市区町村

【設置主体】 (私立)社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立)都道府県・市区町村 (保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象校種】 保育所、幼稚園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設 等 (保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

(公立) 原則国1/3、設置者(市区町村)2/3

補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

認定こども園向け施設整備費の一元化のイメージ

	認定こども園						認定こども園						
	幼稚園	幼稚園 型	幼保連 携型	保育所 型	保育所	育所		幼稚園	幼稚園 型	幼保連 携型	保育所 型	保育所	
私立幼稚園	○私立学校的 補助金 【補助率】 (原則)国1/3 ³					$ \downarrow \rangle$	私立幼稚園	○私立学 校施設整 備費補助 金	統合 ※	が、令和6年	は基本的には下 F度末まで、経過 メニューを置く。		
機能部分	○認定こども園施設整備交付金【補助率】(原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4				'	機能部分		〇就学前教育・保育施設整備 交付金					
私立 保育所 機能部 分		○ 保育所等動 【補助率】 (原則)国1/	&備交付金 2 市町村1/4 [↓]	事業者1/4		5	私立 保育所 機能部 分						
公立 幼稚園 機能部 分	幼稚園 機能部 ○沖縄振興公共投資交付金			\ \ \	公立 幼稚園 機能部 分	○学校施 設環境改善 整交付金 ○沖縄振興公共 投施関する 「補助する」 「相別の市町村2/3	(認定こど 【補助率】房	共投資交付金 : 市國部分) : 則国1/3、市 12/3	幼保連携型 の整備のう	国機能部分の 認定こども国 ち、カバーさ った部分にも			
公立 保育所 機能部 分		地域活性化事業債	施設整備事業社会福祉施設	美債(一般財活 受整備事業債	原化分)	5	公立 保育所 機能部 分	may v 11 #1172/2	地域活性化事業債		養債(一般財活 受整備事業債	京化分)	



未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(仮称) > 令和5年度当初予算(案) 208億円の内数(20億円の内数)

事業の目的

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ 入所・入園等をしていない)のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進する ため、継続的に訪問する取組を支援する。

こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握 した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、 申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【拡充】

2.実施主体、事業の概要

実施主体 市区町村 負担割合 国 1/2、市区町村 1/2

(1)訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

a.訪問費用 訪問は委託することも可能 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数

> b.事務職員雇上費 1日当たり 7.440円 x 事務職員数 複数名の雇上も可能

(2)申請手続等支援【拡充】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等(要支援 者の交通費を含む。)を補助(自己評価・分析も実施) (1)(2)については、いずれか一方のみの利用も可。

1回当たり 6.000円 × 訪問回数 「補助基準額 1 a.訪問支援等に係る費用

追加

b.事務職員雇上費(通訳等に係る職員含む) 1日当たり 7,440円 x 事務職員数 複数名の雇上も可能

(3)訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

訪問により児童や家庭の

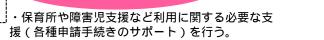
「補助基準額 1 年額 564.000円

未就園児等全戸訪問実施

申請手続等支援

養育支援が必要である家庭 **養育支援訪問事業**

保育所・児童発達支援センター





地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

1.施策の目的

今和5年度当初予算(案) 213百万円

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによる いじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1)学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、 ~ の取組を一体的に実施。

実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、 いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証をと連携して行う。

(開発・実証のイメージ)

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること ・ と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること
 - 一部民間事業者を活用することも可

実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化 及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2)いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等 の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

など 【そ**の他**】いじめ防止に係る広報・啓発

(2)いじめ調査アドバイザーの任命・活用

3.実施主体・委託先等

実証地域(首長部局)での開発・実証 (1)実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

【委託先】民間団体等 (1団体)

【実施主体等】 国が非常勤職員として任命

【委託先】 都道府県、市区町村 (箇所数

B治体程度)



社会総がかりのいじめ防止対策を推進





学校におけるアプローチの強化と 相まって、いじめの長期化・重大 化防止の首長部局における取組 をモデル化



いじめ防止対策推進法に基づく適切な 対応と相まって、重大事態に至った事案 の適切な対処を推進

いじめ防止対策関係予算(こども家庭庁・文部科学省)

令和5年度当初予算(案): 88億円の内数

(前年度予算額: 80億円の内数)

いじめを政府全体の問題として捉え直し、令和4年11月に設置された「いじめ防止対策に関する 関係府省連絡会議」の下、関係府省間の連携を強化。文部科学省は教育委員会-学校を通じた 対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止 対策を一体的に推進。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)の考え方

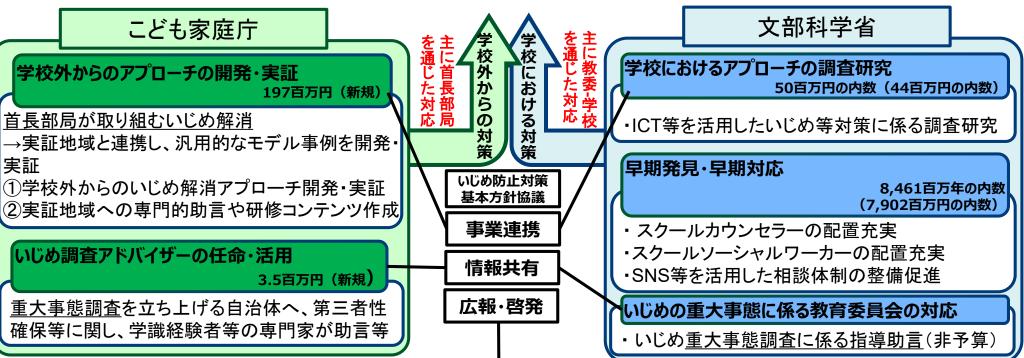
○文部科学省 : いじめ防止対策推進法等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して必要な指導・助言

や調査等を行う。

〇こども家庭庁: ・いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進

・重大ないじめ事案に係る調査における第三者性の確保(文部科学省と連携)

「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策を推進



こども家庭庁と文部科学省が連携し、いじめ防止の広報・啓発等に関する活動を実施

参考資料 ((こども家庭庁組織体制の概要))

こども家庭庁組織体制の概要

1. 概 要

- こども家庭庁の内部組織は、<u>長官官房、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制</u>で発足。
-) 定員については、内部部局が<u>350名、施設等機関が80名、合計430名</u>を確保。

	内部部局				施設等機関	合 計		
	長官官房	こども成育局	こども支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	9 7名	160名	9 3 名	350名	44名	36名	80名	430名
5 年度増員等分		_		+42名		_	+1名	+43名

(※)内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

○ 機構については、<u>指定職:長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、審議官(こども成育局担当)、審議官(こども</u> <u>支援局担当)※、課長・参事官14、室長・企画官11</u>で構成【別紙参照】。 ※この外、審議官(総合政策等担当)《充て職・3年時限》 を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房(企画立案・総合調整部門)

- ○長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)
- ▶ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

こども成育局

- ○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官
- ▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障(就学前指針(仮称)の 策定)、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を 文部科学省とともに策定
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ▶ こどもの安全 など

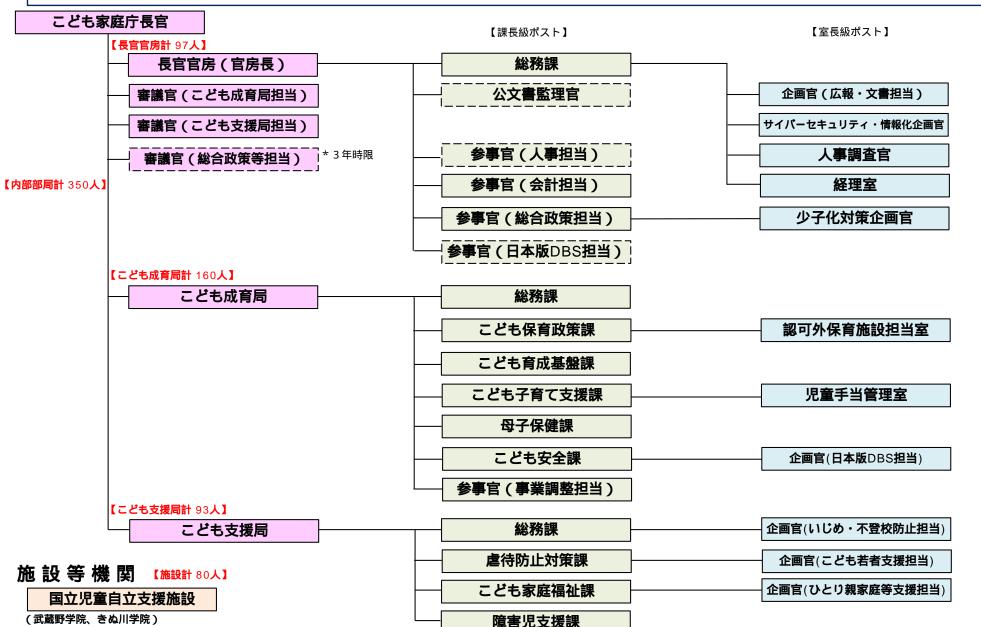
こども支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服 した切れ目ない包括的支援
- ▶ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ 障害児支援
- ▶ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

長官をトップに、長官官房、こども成育局、こども支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。 ここは併任ポスト

定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。



各組織の主な所掌事務(①長官官房)

○総務、法令審査、防災、国会連絡、秘書、広報、文書、情報システム

総務課

※ [は併任ポスト

公文書監理官 ○公文書管理、情報公開、個人情報保護 ○報道・マスコミ対応、公文書管理、情報公開、個人情報 企画官(広報・文書担当) 保護 ○サイバーセキュリティ対策、自己点検・内部監査、情報 サイバーセキュリティ・情報化企画官 化戦略、情報システムの管理、人材の育成 参事官(人事担当) ○職員の人事(任免、服務、給与、人事評価等)、機構・定員、福利厚生、民間人材登用 ○職員の人事(特に一般職)、人事交流を中心とした地方 人事調查官 自治体との連携強化 参事官(会計担当) ○予算編成(こども政策予算の取りまとめ)、予算執行 ○契約、経理、物品・庁舎管理、支出負担行為、決算、 経理室 災害関係の連絡調整 ○こども政策全般の総括、内閣補助事務(勧告権等)、こども基本法の総括、こども家庭審議会・こど 参事官(総合政策担当) も政策推進会議の庶務、こども大綱の策定、こども若者意見の政策への反映、児童の権利条約等の 国際対応、政策評価・EBPM(合理的な根拠に基づく政策立案)の取りまとめ、こどもデータ連携 ○結婚・妊娠・出産・子育てに係る地方自治体の取組支援 少子化対策企画官 (地域少子化対策重点推進交付金) や民間団体等との連携 ○こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)に係る企画立案、システム構築・ 参事官(日本版DBS担当) 運用 26

各組織の主な所掌事務(②こども成育局)

総務課

○こども成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく 基本指針の策定、こども支援局との調整

こども保育政策課

○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括(待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に 関すること等)、教育・保育給付に関する企画立案等

認可外保育施設担当室

○企業主導型保育事業(ベビーシッターを含む)、認可外保育施設に関する企画立案等、指導監督

こども育成基盤課

○就学前指針の策定、認定こども園教育保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園の指導監督等に係る 文科省との調整、自治体に対する指導・助言、保育士の養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案

こども子育て支援課

○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機的連携、地域子育て 支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員

児童手当管理室

○児童手当制度の総括、企画立案

母子保健課

○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療、生殖補助医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証(CDR)調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給

こども安全課

○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止

企画官(日本版DBS担当)

○(長官官房参事官(日本版DBS担当)の下で)日本版 DBSに係る企画立案、システム構築・運用

参事官(事業調整担当)

○年金特別会計子ども・子育で支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との 連絡調整、地域子ども・子育で支援事業に係る交付金、児童福祉施設等の施設整備、施設等の災害時 の状況把握・復旧事業

各組織の主な所掌事務(③こども支援局)

総務課 ○こども支援局の総括、いじめ・不登校対策、こどもの自殺対策、こども成育局との調整 ○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域 企画官(いじめ・不登校防止担当) の体制整備、重大ないじめ事案への対応 ○児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、こどもの支援に携わる人材の 虐待防止対策課 確保・養成(相談業務研修、アウトリーチ研修等)、一時保護所、保護者への指導・支援 ○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウト 企画官(こども若者支援担当) リーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、 子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援 こども家庭福祉課 ○里親支援、児童養護、社会的養育(国立児童自立支援施設に係る事務を含む) ○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困 企画官(ひとり親家庭等支援担当) 対策 障害児支援課 ○障害児支援施策に係る企画立案

(参考)

令和5年度予算案の概要 (文部科学省)

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和5年度予算額(案) (前年度予算額 23億円 25億円)



令和4年度第2次補正予算額

35億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の 支援により、全ての子供に対して格差な〈質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」を実現する。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

5.2億円(4.5億円)

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究や、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究を実施

幼保小の架け橋プログラム事業

2.8**億円(**1.8**億円)**

幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

0.4億円(0.5億円)

幼児教育の理解・発展推進事業

0.3**億円(**0.3**億円)**

大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

1.2**億円(**1.3**億円)**

幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究

0.4**億円 (**0.6**億円)**

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.0億円(2.7億円)

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、<u>幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、</u>地域の課題に的確に対応する自治体の<u>幼児教育推進体制の活用支援を強化</u>

幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

3.0**億円(2.7億円)**

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

15億円(17億円)

ICT環境整備や感染症対策、施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援

教育支援体制整備事業費交付金

10億円(13億円)[令和4年度第2次補正予算額 19億円]

私立幼稚園施設整備費補助金

5億円(5億円)[令和4年度第2次補正予算額 17億円]

<u>認定こども園施設整備交付金、私立幼稚園施設整備費補助金のうち幼稚園型認定こども園に対する支援はこども家庭庁に移管</u>

幼保小の架け橋プログラム事業

令和5年度予算額 (案)

2.8億円



(前年度予算額

1.8億円)

背景·課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、全国的な取組の充実と併せて、実施モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。また、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究を実施

事業内容

モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」 の開発・改善

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む<u>「幼保小の架け橋プログラム」</u>の開発・実践を進める。

モデル地域

重点的に取り組む幼保小を指定

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」 における議論の成果を踏まえ、接続期のカリキュラムの開発及び取組の評価
- ・接続期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等を開発・実施
- ・園や小学校におけるカリキュラム、指導計画や保育の計画の作成・実施



実態調査等

モデル地域の成果検証

研究機関による客観的な成果検証

接続期のカリキュラム等に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

)成果普及の在り方に関する調査研究を併せて行う。

委託先 都道府県、市町村 大学、研究機関等

委託 対象経費

調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数 単価、期間 都道府県·市町村 700万円【継続のみ】 ()については、研究機関等1,700万円(1団体) 6,700万円(1団体)

幼児教育の質保障 に関する調査研究

教育の質に関するデータに基づき、幼児教育の質の保障を図る必要がある。そのため、大 、学等の研究機関のネットワークを強化し、次のような調査研究を一体的に行う。

- ・幼児期の環境や体験、学びが、 その後の非認知能力や認知能力 等に与える影響に関する**大規模** 実態調査
- ・海外での研究動向も踏まえた**質** 保障の在り方に関する調査研究

幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

令和5年度予算額(案) (前年度予算額

0.4億円 0.5億円)



背景·課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が今直面している課題に関する指導方法等の充実を図ることにより、幼児が園での活動を通して学びを深めていくことが重要である。

事業内容

子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、例えば、家庭や地域社会で幼児が育つ場の不足などの課題が指摘されていることから、未就園児も含め、**幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供し、幼児の学びを強化**していくことが求められている。また、「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、**遊びを通した総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について、家庭や地域と認識を共有**し、意識を高めていくことが必要である。

こうした要請に応え、子育ての支援や家庭等の連携を強化していくことができるよう、調査研究を行う。

(研究の視点の例)

・幼児教育施設の機能を生かした子育での支援の在り方

- ・家庭や地域における幼児教育の質に関する認識についての実態調査
- ・子育ての支援としての3歳未満児の預かり保育に関する実態調査

教育課題に関する調査研究

幼児教育の質の向上や今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、幼児教育に関する様々な課題について調査研究を行う。 (研究の視点の例)

- ・障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
- ・幼児教育関係者を対象とした研修の在り方

·ICT機器を活用した幼児教育の実践

等

対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園

箇所数 単価 期間 子育ての支援や家庭等との連携強化 2団体、890万円/箇所、1年 教育課題

6 箇所、240万円/箇所、1年

委託先

研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体等

委託 対象経費

調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

幼児教育の理解・発展推進事業

令和5年度予算額(案) (前年度予算額 0.3億円 0.3億円)



背景·課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている**。

幼児教育施設を取り巻〈現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める**。

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者(国公私)や施設類型(幼稚園、保育所、認定こども園)を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。

また、都道府県協議会における成果を中央協議会に おいて発表・共有することで、さらなる幼児教育の振興・ 充実を図る。

中央協議会(文部科学省)

(都道府県協議会の成果の発表、先進事例の発表等)

協議の成果報告、中央協議会への参加等

協議主題の提示、 中央協議会への参加依頼 等

都道府県協議会(教育委員会)

- 1.幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした幼稚園教育要領等に関すること
- 2.幼保小の架け橋プログラムに関すること

国公私立幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の教職員の参加

幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づ〈活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

対象 校種

幼稚園、保育所、認定こども園

支出先

都道府県

幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行

箇所数 単価 4 7 箇所

5 0 万円/箇所

期間

1年

対象経費

都道府県協議会に必要な経費 (諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)

大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

令和5年度予算額(案)

1.2億円

1.3億円)



背景·課題

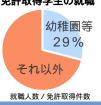
幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない。

このため、より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。





(前年度予算額



有効求人倍率の推移(年平均)

	H29	R3
全職種	1.35	1.03
幼稚園教諭	1.66	2.42
保育士	2.47	2.50

事業内容

地域の幼児教育を担う人材を輩出する大学等が拠点となり、**養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生・卒業生のキャリア形成支援や、離職者が現場に復帰するための支援等**を行う。また、各地域の事例を総合的に分析し、人材確保・定着に係る課題解決に向けた取組として必要な条件等を明らかにすることで、幼児教育の「職」の魅力の向上、ひいては人材確保の好循環を生み出すモデルの全国的な普及展開を目指す。

中高生 幼児教育の現場の魅力発信及び職業イメージの形成

- 幼児教育の現場体験、座談会等を通した職業イメージの形成
- アカデミックな知見を活用した講演等を通した幼児教育の重要性及び魅力の発信

養成校生保育者としてのキャリア観の形成支援及び就職に関する不安感の解消

- ロールモデルを見つけ、なりたい保育者像を形成するための現場・OB/OGとの交流
- ミスマッチ等を防ぐための適切な職業紹介事業の活用方法等に係る普及啓発

現職教諭·離職者等

現職教諭のキャリア形成及び復職に向けた支援

- 体系的な現職研修の機会の確保や教育に集中できる環境整備に関する調査研究。
- 大学・教育委員会による免許法認定講習の開設等
- 幼児教育の現場を離れた人が円滑に復帰するための研修の機会の提供

中高生

- ・幼児教育の現場の魅力発信
- ・職業イメージの形成



養成校生

·現場·OB/OGとの交流 ·就職活動に関する普及啓発

- 現職教諭·離職者等
- ·研修等に係る調査研究 ·免許法認定講習の開設
- ・現場に復帰するための支援

「職」の魅力向上と人材確保の好循環を実現

事業 規模 1,000万円 200万円 9 団体(1団体が8大学等の事業を総括することを想定) 16団体(免許法認定講習の開設等)

委託先

法人団体、大学等(自治体等含む)

幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究

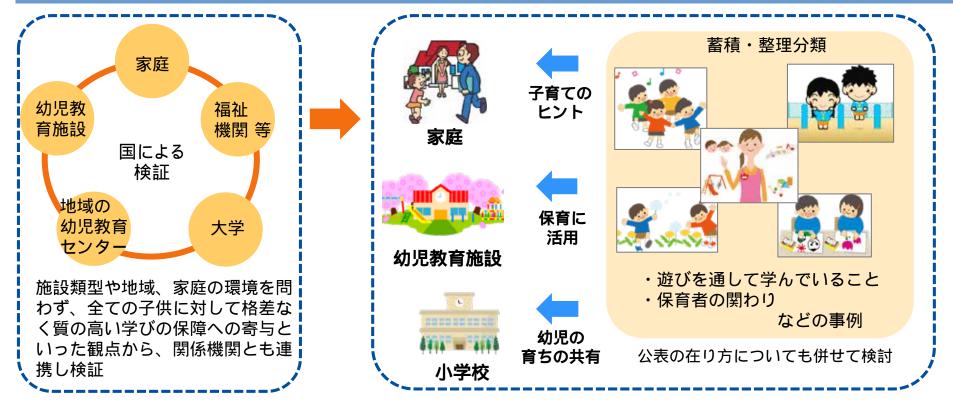
令和5年度予算額(案) (前年度予算額 0.4億円 0.6億円)



背景·課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、<mark>幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築</mark>が求められている。このため、幼児教育施設における<u>幼児教育の好事例(データ)等を収集・蓄積して活用</u>するとともに、<u>小学校</u>や家庭とも共有する。

事業内容



対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園

箇所数 期間 事例 (データ) 収集 3,000万円、1 箇所、1 年 データ公表の在り方 300万、1箇所、1年

OECD ECEC Network事業への参加

令和5年度予算額(案) (前年度予算額 0.1億円 0.1億円)



背景·課題

質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっている**ところ。

このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、<u>質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に</u> <u>貢献</u>するとともに、これらの事業への参加により、<u>国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例</u> など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育·保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する第2期サイクルが2021年から開始。 第1期調査(2018年)では、日本の保育者の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「デジタル世界における幼児教育・保育」(Early childhood education and care in a digital world)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。2021**年から**2023**年にかけて調査・公表予定**。

過去の参加実績

OECD**国際幼児教育·保育従事者調査** 2018年調査

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

幼児教育の多面的な質に関する調査研究 2019~2020年調査

各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成。

拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で負担。

国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

令和5年度予算額(案) (前年度予算額

県(市)

3.0億円 2.7億円)



背景·課題

複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。

また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化

体制の 充実

- •幼児教育アドバイザー (幼保小接続アドバイザー含む)の配置、質向上 のための取組、新規アドバイザーの育成
- ◆地域の幼児教育に関する課題への的確な対応のための、<u>外部専門職</u><u>や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携</u>

体制の 活用 保健、福祉等の専門職を含む研修・巡回訪問の充実(継続地域における質向上のための研修<新規>)、域内の幼保小接続の推進、公開保育等の実施支援、内定者等学生支援、人材育成方針の更新・活用等

域内全体への波及

•都道府県·市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体 における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り 幼児教育センター 幼児教育アドバイザー の配置・育成 連携 市 保健、福祉部局 妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援

新規体制整備促進策

• 幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究 < 委託事業 >

担当部局一元化(PT等での対応可)

補助対象
都道府県、市町村

幼児教育センターの設置

単価・個所数 ・補助率

補助要件

(補助)7~9百万円程度(1/2)×67団体 (委託)130万円程度×4団体 対象経費

(補助)・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費(人件費等)

・専門職との連携に必要な経費(謝金等)

・研修・巡回訪問等に必要な経費(謝金、旅費等)

小学校指導担当課との連携体制確保

(委託) · 検討会議運営経費(会議費等)

・先進地視察に係る経費(旅費) <新規>

・幼児教育アドバイザー試行配置経費(謝金等)

教育支援体制整備事業費交付金

令和5年度予算額(案) (前年度予算額 10億円 13億円) ONHEW

令和4年度第2次補正予算額

19億円

背景·課題

認定こども園の設置を支援するとともに、<u>幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進</u>する。

事業内容

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

子供の学びに必要不可欠な遊具・運動用具等の整備費用



3 認定こども園等の業務体制への支援

- (1)認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等の園務の平準化に必要な経費を支援



2 認定こども関等における教育の質の向上のための研修支援 教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援

対象 校種

- 1」幼稚園、幼稚園型認定こども園、 幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所の教職員等
- |3| 幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助対象 経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費等
 - 事務職員雇用費等

実施 主体

都道府県

補助割合

国 1/2

3

億円)

38

私立幼稚園施設整備費補助金

令和5年度予算額(案) (前年度予算額 5億円 5億円)



令和4年度第2次補正予算額

17億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の**耐震対策**、防犯対策、アスベスト対策、付帯設備のエコ改修等に要する経費の一部を補助。特に、**預かり保育などコロナ禍においても子供を安心して育てることができる環境整備**や、**感染症予防の観点からの衛生環境の改善**を促進する。

1 耐震補強工事()

・・・・耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化

(耐震化を一層促進するため、3年以内に耐震化に着手することを条件に耐震診断に係る経費への支援を含む)

2 防犯対策工事

・・・門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事

3 新築·増築·改築等事業()・・・新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築

4 アスベスト等対策工事

・・・吹き付けアスベストの除去等

5 屋外教育環境整備()

・・・アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備

6 エコ改修事業

・・太陽光発電の設置、省エネ型設備等の設置・改修

7 内部改修工事()

・・・ 預かり保育、分散保育、衛生環境の改善のための園舎の改修 (間仕切り設置、トイレの乾式化、空き教室の空調整備等)

8 バリアフリー化工事

・・・スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等

対象 校種

私立の幼稚園

補助 割合 国 1 / 3、事業者 2 / 3

地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強

国 1 / 2、事業者 1 / 2

実施 主体

事業者(学校設置者)

補助対象 経費

工事費、実施設計費、耐震診断費等